

平成30年度赤村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、村のすべての組織における物品等の調達に適用する。

4 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供できるすべての物品・役務等とする。

5 調達の目標額

調達目標金額は、60,000円とする。

6 調達の推進方法

- (1) 住民課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、総務課及び各課等にその情報を提供する。
- (2) 総務課は、障がい者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各課等に対し周知する。
- (3) 各課等は、障がい者就労施設等からの調達について検討し、物品等の発注に努めるものとする。
- (4) 障がい者就労施設等への発注に当たっては、障がい者就労施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、村ホームページにより公表する。

8 担当窓口

この方針の担当窓口は、住民課福祉環境係とする。